平成２５年（フ）第３０号
名古屋市名東区極楽２丁目149番地
債務者　中川　　通
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
兵庫県加古郡稲美町中村1830―50　東加古川ファミリーマンション104―301、住民票上の住所兵庫県明石市二見町東二見1279番地　ライオンズマンション明石東二見801号
債務者　浅田喜代史
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸寺　　覚
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
神戸市西区玉津町出合194番地の２　グリーンライフサトウ102号、前住所兵庫県明石市王子２丁目８番１号
債務者　西海　　宏
成年後見人　持田　俊介
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６号
岩手県宮古市南町12番24号
債務者　阿部　恭子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　健太
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第６９１号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目23番９号　プラネットハイツ401号
債務者　髙松　伴充
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋589番地10
債務者　岡田　規夫
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９号
三重県四日市市釆女町2997番地195　南
債務者　鉾之原典義
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　幸太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
奈良県香芝市真美ヶ丘６―９　28号棟301号室鈴木方、前住所大阪市此花区高見１丁目８番17―1301号
債務者　横川　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１０号
福岡市城南区七隈４丁目１―９―305、住民票上の住所福岡市城南区南片江１丁目14番11―203号
債務者　小原　　恒
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作間　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７号
北海道伊達市弄月町246番地23
債務者　志田　英信
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５９６号
大阪市平野区平野東４丁目２番12号　コーポ泰山606
債務者　酒井　ラジャ　ナディム　アハメドこと　ＲＡＪＡ　ＮＡＤＥＥＭ　ＡＨＭＥＤ
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０７号
大阪市此花区高見１丁目７番13―302号
債務者　**茸**谷　　徹
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２８号
大阪市淀川区東三国１丁目20番５号　水野マンション301号
債務者　永正　　宏
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　裕理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５１号
大阪市生野区巽北４丁目２番24号
債務者　井上　雅之
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　定金　史朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６１号
大阪市東住吉区中野３丁目３番２号　ローレル石橋601号
債務者　白木大介こと浜崎大介こと　安　　正義
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部